

下有知地域振興計画

保存版



しもうちふねあいまちづくり協議会

平成27年11月

下有知地域振興計画

1 策定の背景と目的

下有知地域においても、高齢化社会への対応や子育て支援等の福祉に関する課題をはじめ、自治組織体制の整備・充実、環境保全対策、生活基盤の改良・整備、防犯防災対策、交通安全対策、健康づくり対策など多種多様な地域課題への対応が求められています。

この計画は、下有知地域に暮らす人々が特色をもった魅力あふれる地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携・協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができる、下有知づくりをめざして策定しました。

2 主旨

この計画は、基本方針と基本施策・主な事業で構成しています。「しもうちふれあいまちづくり協議会」が、住民とともに地域課題解決のために取り組んでいく事業を明らかにしたものです。

3 計画期間

この計画の実施期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

4 地域の将来像

「ふれあい 支え合う 下有知」

5 基本方針

下有知地域の魅力や課題を整理し、解決に向けた活動の基本方針をつぎのように定め、下有知地域のみ
んなでつくりあげていきます。

- 新たなしくみで 住みよい地域づくり
 - 組織の充実
 - 情報をみんなが共有できる手立ての構築
- 安全で安心 みんなで守る地域づくり
 - 防犯防災、交通安全対策の充実
 - 災害時における要支援者への支援体制の整備
- みんなが支え みんなでしとねる地域づくり
 - 高齢者・障がい者の生活支援
 - 子育て支援・青少年育成支援
- 自然に学び 自然と共に暮らす地域づくり
 - 自然環境及び生活環境の保全
- 元気ではつらつ みんなが笑顔の地域づくり
 - 健康づくり活動の充実と積極的推進
- 叡智を引き継ぎ 人の輪を広げる地域づくり
 - 文化財や伝統芸能など文化資源の保存及び伝承
 - 地域ぐるみのあいさつ運動
- 構えしっかり 信頼される運営基盤づくり
 - 資産管理及び施設管理

6 基本施策

★テーマ1 新たなしくみで 住みよい地域づくり

1-1 組織の充実

オール下有知での地域づくりを推進するための組織が必要です。地域づくりのアイデアを自由に出し合い、住民の力が最大限に発揮できる機能を充実します。次世代のリーダーを育成することも大切にします。

- ◇下有知の自治組織体制の整備・充実
- ◇各種団体の役割の明確化と連携促進
- ◇自治会加入を促進し活性化を図る
- ◇転入者への温かい雰囲気づくり
- ◇若者、女性が活躍できる場づくり
- ◇住民ミニ集会の開催
- ◇ボランティア人材バンクの設置・活用



下有知地域委員会設立準備会 まちづくり協議会設立総会



企画運営委員会 自治連理事會 区長会

1-2 情報をみんなが共有できる手立ての構築

自分たちの地域に関心を持ち、協力して地域づくりを行うためには、地域に住むみんなに情報をいきわたらせることが大切です。そのための方策を探っていきます。

- ◇地域住民相互の情報交換システムの構築
- ◇自治会未加入者への情報提供



広報：しもうち 社協広報：ふれあい

★テーマ2 安全で安心 みんなで守る地域づくり

2-1 防犯防災、交通安全対策の充実

安全な地域づくりのためには、下有知地域全体の防犯防災体制の構築が必要です。また、地域の子どもを守るため、交通安全対策等に取り組みます。

- ◇下有知全体の防災組織の整備・充実
- ◇消防団活動への支援・協力
- ◇防犯灯の設置促進、安全パトロールの充実
- ◇通学路等の危険箇所の点検確認と対策



交通安全指導 消防団の活動 防犯パトロール

2-2 災害時における要支援者への支援体制の整備

自然災害等による緊急事態が発生した場合に、自力対応ができない要支援者に対して地域としての支援の方策を探っていきます。

- ◇要支援者の状況把握、支援チームの設置、要支援者マップの作成。
- ◇減災対策の支援（家具の固定や物の落下防止等）



1・2区
合同防災訓練



東志摩防災訓練

★テーマ3 みんなが支え みんなでしとねる地域づくり

3-1 高齢者・障がい者の生活支援

家族、地域、行政が連携協力し、高齢者・障がい者の安否確認や見守り、生活支援の仕組みをつくります。

- ◇日常支援
- ◇老人クラブ活動の支援
- ◇気軽に交流できるたまり場（喫茶サロン）づくり



修徳会連合会総会

修徳会グランドゴルフ大会



敬老会



敬老会で活躍する中学生



配食サービス（福祉委員と健康づくり推進委員会の共同事業）



社協下有知支部ふくし懇談会

3-2 子育て支援・青少年育成支援

若者が定住するためには、子育て環境が充実した地域でなければなりません。「地域の子は地域のみんで育てる」の思いを大切に、安心して子育てができる地域を目指します。

- ◇子育て時期の親子が集まれるたまり場づくり
- ◇子育て世代ネットワークの構築
- ◇身近な遊び場（公園等）づくり
- ◇青少年が地域で活躍できる場づくり
- ◇ふれあいノートの活用支援



すくすくランド



人形劇



ハンドベル演奏



中学生ボランティア活動



青少年育成協議会：あいさつ運動

《ふれあいクラブ》



楽しい工作



軽スポーツ



民生児童委員と小学校合同研修会

★テーマ4 自然に学び 自然と共にくらす地域づくり

4 自然環境及び生活環境の保全

下有知の魅力は山林や河川などの自然と生活が調和しているところ。山林や農地の荒廃を食い止め、生活マナーのルールなどを定め、自然環境豊かな美しい地域をつくります。

- ◇ゴミのポイ捨て、野焼き、犬の散歩マナーなど良好な生活環境を実現するためのルールの構築
- ◇動植物が棲息する環境の保全活動の推進



秋の赤谷池



山王山と田圃風景

★テーマ5 元気ではつらつ みんなが笑顔の地域づくり

5 健康づくりの推進

下有知が元気であり続けるためには、住民のみんなが健康でなければなりません。健康を維持するために、スポーツやウォーキング、食生活の見直しによる健康増進活動を推進します。

- ◇各種スポーツイベントの開催
- ◇山王山を活用したウォーキングコースの設置
- ◇食による健康づくり活動の推進
- ◇健康講話・講習会の開催



ふれあいウォーキング大会



健康づくり推進委員会活動



家庭婦人軽スポーツ大会

★テーマ6 叡智を引き継ぎ 人の輪を広げる地域づくり

6-1 文化財や伝統芸能など文化資源の保存及び伝承

下有知にはみんなが親しんできた里山、地域のまつり、獅子舞、神社仏閣など幅広い文化財や伝統芸能などの文化資源があります。これらを地域の宝とし保存・伝承します。

- ◇地域のまつりや伝承芸能、民話などの保存・伝承
- ◇地域の文化財の発見・発掘



曾代用水：秋ノ戸分水 取水口



下有知獅子舞保存会



傾城阿波の鳴門



世界かんがい施設遺産登録証伝達式：東京

《まつり》



唐栗神社春祭り



八幡神社九月祭礼



白山神社祭礼



白山神社祭礼



向山神社春例大祭



向山神社：神楽奉納

6-2 地域住民相互の交流・親睦

- ◇文化交流イベントの開催
- ◇地域ぐるみのあいさつ運動の展開
- ◇生涯学習の推進



ふれあい夏まつり



夏まつり 中学生の活躍



下有知中学校 brassバンド演奏



三世代交流スカットボール大会



しもうち玉入れ大会



小学生にあいさつする中学生



2区住民によるあいさつ運動

★テーマ7 構えしっかり 信頼される運営基盤づくり

7 資産管理及び施設管理

地域づくりの核となる「しもうちふれあいまちづくり協議会」の資産管理と「下有知ふれあいセンター」が交流拠点施設として活用しやすく親しみのある施設となる運営を行います。

◇下有知地域の自治運営に関する経費の使途、収支等について公開し、運営の適正化と効率化を図ります。

◇下有知の拠点施設としての「下有知ふれあいセンター」の施設管理を行うとともに、みんなの交流拠点として活用しやすい運営を行います。



しもうちふれあいセンター

☆☆☆ 下有知の風景 ☆☆☆



<山王山と石仏> 南側から見た山王山の遠景



山王山登山



山王山中腹にある石の祠



下有知中学校のカラちゃんと唐栗山



下有知小学校の大銀杏



山王山石仏群(実際は底部に点在し、八十八体を巡回できる)



石仏群は自動車道建設の際、今宮山から神光寺参道に移設

しもうちふれあいまちづくり協議会会則

(目的)

第1条 本会は、私たちが住む下有知の特色を最大限に活かし、より魅力のある地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携・協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができる下有知づくりを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、しもうちふれあいまちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、関市下有知ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流、親睦、情報交換等を通じた、住みよいまちづくりに関すること
- (2) 防犯、防災及び交通安全に関すること
- (3) 地域福祉の推進・充実に関すること
- (4) 文化やスポーツ、生涯学習の振興に関すること
- (5) 子どもの健全育成、高齢者の生きがいづくりに関すること
- (6) 環境保全、美化に関すること
- (7) ふれあいセンターの管理運営に関すること
- (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 本会は、下有知地域に居住する住民並びに地域内に活動拠点を置く各種組織・団体をもって構成する。
2 本会の役員及び部会員を総称して委員という。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 部会長 | 7名 |
| (4) 推薦委員 | 若干名 |
| (5) 事務局長 | 1名 |
| (6) 会計（事務局長兼務） | |
| (7) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第7条 任期満了に伴う次期役員については、会長、部会長、推薦委員、事務局長、会計及び監事の候補者を企画運営委員会で選考し、また、副会長の候補者を会長が指名し、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- (4) 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。

- (5) 推薦委員は、本会の業務に参画し、業務の運営にあたる。
- (6) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (7) 監事は、本会の会計、資産及び本会の業務執行の状況を監査する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員の補充又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(事務局)

- 第10条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、事務及び会計処理に必要な職員を置く。
 - 3 事務局職員は、会長が任免する。

(会議)

- 第11条 本会に、次の会議を置く。
- (1) 総会
 - (2) 企画運営委員会
 - (3) 部会

(総会)

- 第12条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、委員をもって構成する。
- 2 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
 - 3 総会は次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 会則の制定及びセンター利用要領の改正
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員選任及び解任
 - (5) その他、運営に関する重要事項
 - 4 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
 - 5 総会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した委員は出席者とみなす。
 - 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(企画運営委員会)

- 第13条 企画運営委員会は、会長、副会長、部会長、推薦委員、事務局長（兼会計）をもって構成する。
- 2 企画運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会に付議した事項の執行に関する事項
 - (3) 各部会の活動内容及び協力体制の確認等に関する事項
 - (4) 下有知の地域振興にかかる組織体制の整備に関する事項
 - (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 3 企画運営委員会は、月1回定例会議を開催し、議長は、会長がこれにあたる。その他、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
 - 4 企画運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

- 第14条 本会に、地域課題を解決するために必要な部会を置く。詳細については、細則に定める。
- 2 各部会は、部会の運営に資する個人または各種組織・団体から選任された代表者（以下「部会員」という。）で構成する。

- 3 各部に、部長及び副部長を置き、副部長は部長が指名する。
- 4 部長は、部を代表し、その活動を総括する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 部は、他の部及び関係機関や団体等と連携し、部の所管する事業を推進する。

（資 産）

第15条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) まちづくり推進費
- (2) まちづくり推進協力金
- (3) 管理委託金
- (4) 交付金
- (5) 寄付金
- (6) 施設利用料金
- (7) その他の収入

（事業年度）

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第17条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各部及び事務局において検討し、企画運営委員会の承認を得て会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

（事業報告及び決算）

第18条 本会の事業報告及び収支計算書等の決算にかかわる書類は、毎年度事業終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

（会則の改正）

第19条 本会の会則を改正するときは、総会において出席した委員の3分の2以上の賛成による議決を経なければならない。

（顧 問）

第20条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

（下有知ふれあいセンターの管理運営）

第21条 この会則に定めるもののほか、ふれあいセンターの管理運営は、下有知ふれあいセンター利用要領により行う。

（委 任）

第22条 この会則の施行について必要な細則は、企画運営委員会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成27年11月22日から施行する。

しもうちふれあいまちづくり協議会組織図

総 会

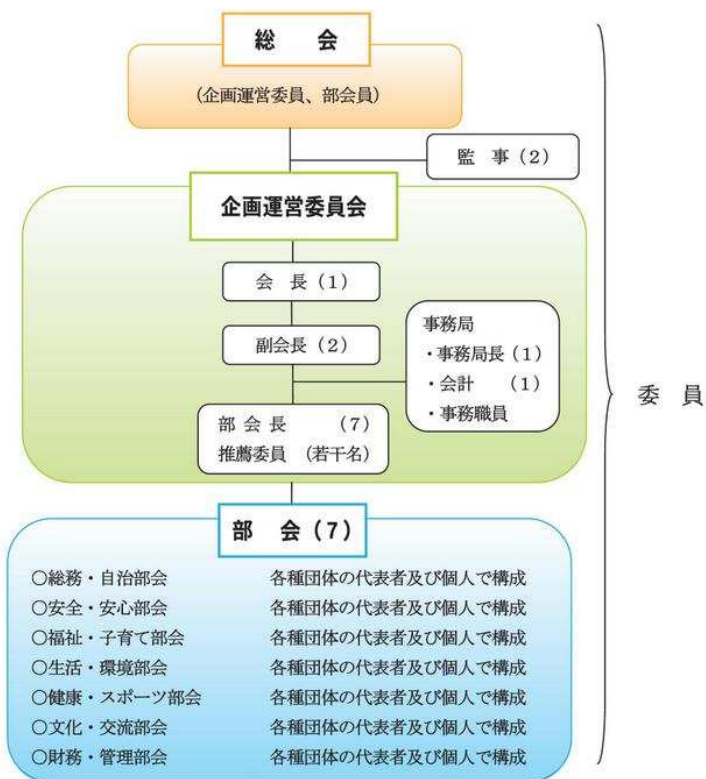
- ・・・・ しもうちふれあいまちづくり協議会の最高決定機関です。
- ・・・・ 1年間の活動や予算等について審議し、決定します。
- ・・・・ 企画運営委員及び部会員で構成します。

企画運営委員会

- ・・・・ 総会で審議することや協議会の運営に関することを決定します。
- ・・・・ 会長、副会長、部会長、推薦委員、事務局長及び会計で構成します。

部 会

- ・・・・ 下有知の諸課題を解決するための事業の企画・実施の主体者です。
- ・・・・ 下有知地域の住民や各種団体、有志で構成します。



— 美しい私たちの下有知 —



下有知地域振興計画

~~~~ ふれあい 支え合う 下有知 ~~~~

発行日：平成28年2月

発行：しもうちふれあいまちづくり協議会  
〒501-3217 関市下有知3245-32  
下有知ふれあいセンター内  
電話番号 0575-25-2020

下有知の各種情報をホームページで閲覧できます。  
「しもうち」で検索してください。